

# 医療保険訪問看護重要事項説明書

あなた(又はその家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

## 1 指定訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所名称	医療法人 阪南会	法人設立年月日	昭和62年12月16日
事業所の所在地	大阪府岸和田市春木大国町8番4号		
事業所の連絡先	電話番号 072-436-2233 ・ FAX 072-443-0889		
代表者の職・氏名	理事長 柿原 宏		

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1)事業所の所在地など

事業所名称	あまのかわ訪問看護ステーション	介護保険指定事業者番号	2761190616
事業所所在地	大阪府岸和田市春木大国町8番6号		
連絡先	電話番号 072-425-9095 ・ FAX 072-425-9096		
相談担当者名	管理者 野崎 尚子	事業の実施地域	大阪府岸和田市

### (2)事業の目的及び運営の方針

#### 事業の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に沿った適切な訪問看護を提供する事を目的にします。

#### 運営の方針

- ①この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- ②利用者の状態の安定若しくは悪化の予防に資するよう、療養の目標を設定し行います。
- ③利用者の意思及び人権を尊重し、サービスの提供に努めるものとします。
- ④事業にあたっては、利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者・保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携の努めます。
- ⑤指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行います。
- ⑥前5項の他「指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令37号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日 ただし祝日・祭礼及び12月30日～1月3日を除く	午前9時～午後5時

### (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	サービス提供時間
通常 月曜日～金曜日	午前9時30分～午後4時30分

### (5)管理者の職員体制について

管理者氏名	野崎 尚子
-------	-------

### (6)交通費について

交通費	利用者の居宅が岸和田市以外の場合は、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 ①事業所から3キロメートル未満 無料 ②事業所から3キロメートル以上 330円(税込) * パーキングの利用が必要な場合は、パーキング代が実費負担となります。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (7)利用料などの請求及び支払い方法について

請求方法	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用者明細を添えて利用月の翌月16日以降に利用者宛に届け(又は郵送)します。
支払い方法	ア サービス提供の都度、お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (1)現金によるお支払い (2)事業者指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。

\* 利用料及びその他の費用の支払いにつて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期間から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払い頂きます。

上記内容について、事業所より説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

(自筆の場合、押印省略可)